

令和8年度

金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務

(東部地区)

維持管理基準

[要求水準書 別紙4]

令和8年6月

金沢市

# 目次

<b>第1章</b>	<b>道路維持業務</b> .....	<b>1</b>
第1節	道路修繕.....	1
第2節	施設修繕.....	1
第3節	除草・清掃.....	2
<b>第2章</b>	<b>河川・水路維持業務</b> .....	<b>3</b>
第1節	浚渫・崩土等撤去.....	3
第2節	除草・雑木伐採.....	3
第3節	河川・水路構造物の修繕等.....	3
<b>第3章</b>	<b>公園等維持業務</b> .....	<b>5</b>
第1節	清掃.....	5
第2節	施設修繕.....	5

## 第1章 道路維持業務

### 第1節 道路修繕

#### (1) 舗装の小規模修繕

ア 幹線市道（1級、2級）、準幹線市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用したときに、速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する。

イ その他市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用したときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に影響を与える可能性がある場合に対応する。

#### (2) 側溝等修繕

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用したときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合、または機能不良を発見した場合に対応する。なお、溝幅 60cm 以下を対象とする。

#### (3) 区画線の復旧

該当箇所を要因とし、走行性に支障のある場合や区画線の視認性の低下を確認した場合に対応する。

#### (4) 歩道修繕

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用したときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。なお、修繕等の対象は、縁石、雨水枡（排水関係）、舗装関係（平板、アスファルト等）、車止め、点字ブロックとする。

#### (5) 橋梁の修繕

該当箇所を要因とし、利用者の安全性や施設の耐久性に影響を与える可能性がある場合に対応する。

#### (6) その他

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用したときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

### 第2節 施設修繕

#### (1) 安全施設（防護柵、視線誘導標、ポラード、道路反射鏡、道路標識）の修繕

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用したときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合、または機能不良を発見した場合に対応する。

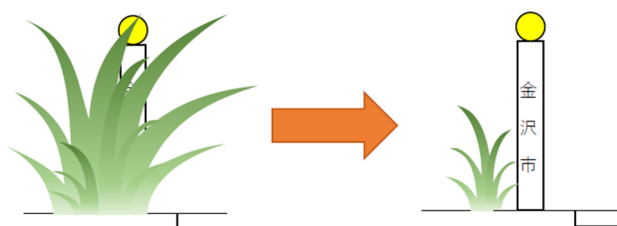
### 第3節 除草・清掃

#### (1) 道路の除草、清掃、落下物の回収

道路の除草、清掃、落下物の回収については、定期的な除草、清掃、落下物の回収を基本とし、緊急的な対応は、次の場合に行うこと。

- ・ 交通安全上、支障をきたさない状態を保持する。
- ・ 視認性を阻害しない状態を保持する。
- ・ 視線誘導標、道路標識、信号機等が目視確認できる状態を保持する。

例) 視線誘導標の場合



例) ガードレールの場合

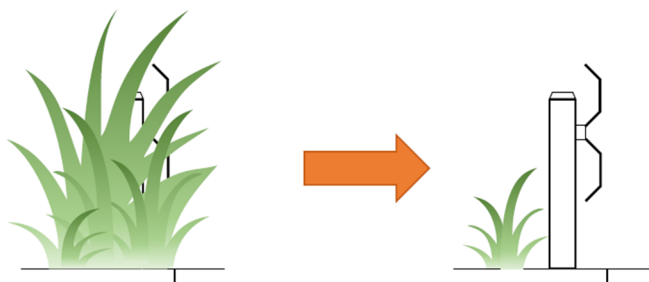


図 1-1 参考に想定される判断基準のイメージ

#### (2) 市管理地の清掃、伐採

市管理地の清掃、伐採については、定期的な清掃、伐採を基本とし、緊急的な対応は、次の場合に行うこと。

- ・ 通行に支障がある場合（通行不能など）。
- ・ 通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。
- ・ 民有地に枝が越境している場合。

## 第2章 河川・水路維持業務

### 第1節 浚渫・崩土等撤去

該当箇所を要因とした機能不良を発見した場合に対応する。

#### (1) 浚渫・崩土撤去

以下の状況を目安として対応する。

- ・ 河川・水路内の堆積土砂の厚さが約 10cm 以上の場合。
- ・ 土砂の堆積により河川・水路断面の 8 割以上を確保できていない場合。
- ・ 土砂堆積、雑草等の繁茂等により、流水が著しく阻害されていると認められる場合。

#### (2) ごみ撤去

以下の状況を目安として対応する。

- ・ 河川・水路の溢水（越水）や閉塞の原因となりうる支障物がある場合。
- ・ 河川・水路の深さ、形状や支障物の大きさ等により、その撤去が容易ではないと判断される場合。

#### (3) 土砂・ごみ回収

地元町会または生産組合等が河川・水路内より回収したもので、原則として土のう袋に入れられ、収集可能な場所に集積されたものについて対応する。

### 第2節 除草・雑木伐採

該当箇所を要因とした以下のような状況の場合に対応する。

- ・ 隣地や道路へ越境している場合。
- ・ 隣地や道路に越境はしていないが、周辺住民の生活に悪影響を与えている場合（通行に支障が生じる場合や視界不良等の原因となっている場合）。
- ・ 流水断面にかかり、流水を阻害している場合。

### 第3節 河川・水路構造物の修繕等

該当箇所を要因とした機能不良を発見した場合に対応する。なお、修繕等の対象は、水路、護岸、調整池、管理通路、防護柵とする。

#### (1) 水路、護岸、調整池

ひび割れ、陥没、破損等により、流水・貯留機能及び周辺住民の財産に影響を与えている場合または与える可能性がある場合に対応する。

また、必要に応じて該当不良箇所の程度、範囲を判断するため、周辺土砂の吸出し等の調査（色水調査、打音検査等）を実施すること。

#### (2) 管理通路

河川・水路管理上の通行に支障となる陥没、ひび割れ等が生じた場合に対応する。

管理通路は、基本的に第三者の通行を前提としない通路（あくまでも管理用の通路）であることに留意し、当該管理通路の損傷状況及び周囲の土地利用状況を踏まえた修繕方法を検討するものとする。

また、未舗装区間（原則として民地側に構造物があり官民の土地境界が明確なもの）については、将来的な除草等の負担軽減を図ることを目的に計画的な舗装の実施に努めることとし、実施要否について発注者へ確認すること。

### （3） 防護柵

経年劣化等による腐食、破損、著しい変形等が生じたことにより、住民・通行者の身体及び財産に影響を与える可能性がある場合に対応する。

また、安全管理上一般の通行に供すべきでないと判断される場合は、通行止め措置として車止めやバリカー等の設置の要否について、発注者へ確認すること。

## 第3章 公園等維持業務

### 第1節 清掃

当該箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用したときに、安全上、支障となるような折れ枝など、利用者の身体及び財産に影響を与える可能性がある場合に対応する。

### 第2節 施設修繕

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用したときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に影響を与える可能性がある場合に対応する。